第4章　重点区域の位置及び区域

1. 重点区域の位置及び区域

（1）歴史的風致の分布

本市の維持向上すべき歴史的風致は、以下の４つです。（詳細は、「第2章　岩国市の維持及び向上すべき歴史的風致」に記載しています。）これら歴史的風致は、岩国城下町、錦川流域、山代地域、玖西盆地と市内の広い範囲に分布しています。

1）岩国城下町の営みにみる歴史的風致

岩国城下町は、錦帯橋によって錦川両岸が結ばれた近世のまち割をよく継承しているとともに、武家屋敷、町家、寺社が一体となり、城下町の歴史的な面影を色濃く伝えています。

人々は、このような歴史的なまちなみや建造物を舞台に、錦帯橋まつり、花見、椎尾八幡宮大祭、岩国南条踊など、歴史ある祭礼や民俗芸能といった営みを受け継いでいます。

岩国城下町では、錦帯橋を中心に歴史的なまち割や建造物からなるまちなみと、多彩な営みが一体となって受け継がれ、歴史的風致が形成されています。

2）錦川の恵みに育まれた営みにみる歴史的風致

山口県を代表する清流として知られる錦川では、江戸時代の城下町の成立と川舟による水運の発展により、地域独自の文化や産業が花開きました。清流の恵みを生かした酒造りをはじめとした地域独自の産業活動とそれに伴う祭りや神舞等の伝統行事が受け継がれており、錦川を中心とした人々の営みと歴史的な建造物や各々の流域の地域が一体となり、歴史的風致が形成されています。

3）山代神楽にみる歴史的風致

錦川上流域に位置する山代地域では、集落の中心にある氏神が祀られる神社で、毎年行われる秋の例祭の前夜祭等で神楽が奉納されます。天蓋等が飾られた拝殿や神楽殿で神楽の奉納がはじまると、楽師による笛や太鼓、金物の音色が集落中に鳴り響きます。

山間の歴史的な神社で奉納される山代神楽は、秋の恵みを感謝する伝統的な年中行事として、本市にとってかけがえのない歴史的風致を形成しています。

4）玖西盆地の伝統行事にみる歴史的風致

玖西盆地は、かつて山陽道の宿場町として栄えた歴史を持ち、島田川の流域に広がる田園環境の中で、高森天満宮の天神祭、比叡神社例祭、周防祖生の柱松行事といった独自の文化が育まれてきたところです。

これら玖西盆地において今日まで継承されてきた伝統行事は、街道のまちなみや田園と一体となり、歴史的風致を形成しています。

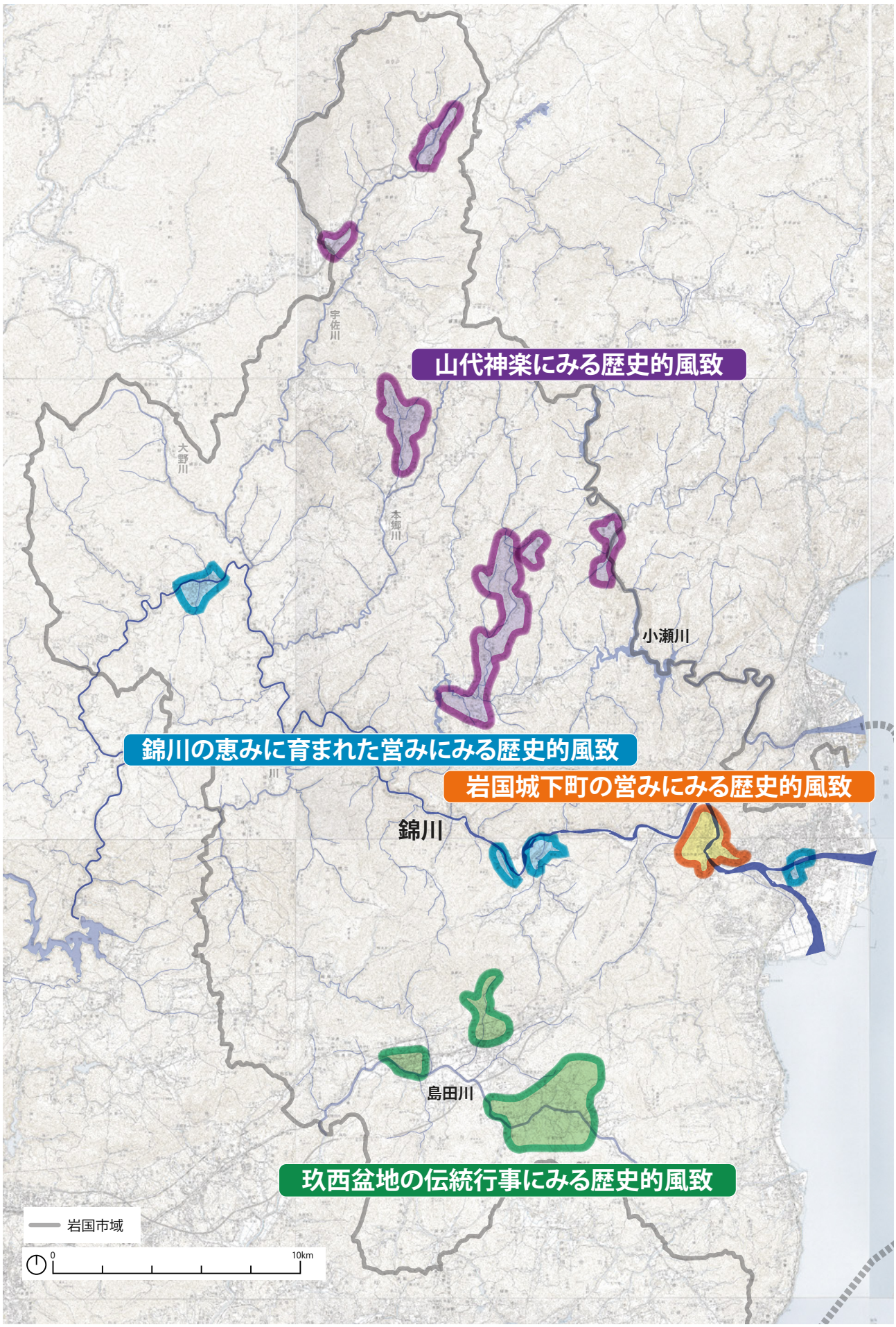

図4-1　岩国市の維持向上すべき歴史的風致の分布

（２）重点区域設定の考え方

1）重点区域設定の要件

重点区域は、当該区域において歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進するためのものであり、次に掲げる要件のいずれにも該当する土地の区域である必要があります（歴史まちづくり法第２条第２項）。

第二条　（略）
２ この法律において「重点区域」とは、次に掲げる要件に該当する土地の区域をいう。

一 次のイ又はロのいずれかに該当する土地の区域及びその周辺の土地の区域であること。
イ 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項、第七十八条第一項又は第百九条第一項の規定により重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物（以下「重要文化財建造物等」という。）の用に供される土地
ロ 文化財保護法第百四十四条第一項の規定により選定された重要伝統的建造物群保存地区（以下単に「重要伝統的建造物群保存地区」という。）内の土地

二 当該区域において歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要であると認められる土地の区域であること。

2）重点区域の要件（第一号）を満たす重要文化財等の建造物

市内において、重点区域の要件（第一号）を満たす重要文化財等の建造物は以下の３件です。

表4-1　市内の重点区域の要件（第一号）を満たす建造物

種別	名称
重要文化財（建造物）	旧目加田家住宅
	吉香神社本殿・拝殿及び弊殿・神門・鳥居　附　棟札（以下、吉香神社本殿等）
名勝	錦帯橋

3）重点区域設定の考え方

重点区域の要件（第一号）を満たす重要文化財等の建造物は、岩国城下町に位置しています。これらは、岩国城下町に関係する「岩国城下町の営みにみる歴史的風致」や「錦川の恵みに育まれた営みにみる歴史的風致」を構成しています。

他方、本市では、『岩国市景観計画』において、岩国城下町の横山（よこやま）地区と岩国地区を重点地区に設定しています。また、重要文化的景観「錦川下流域における錦帯橋と岩国城下町の文化的景観」の選定を受け、文化財保護法に基づき、岩国城下町をつなぐ錦帯橋と自然が織りなす風景の保全等に取り組んでいます。

上記を踏まえ、重点区域の要件（第一号）を満たす重要文化財等の建造物３件が位置する岩国城下町一帯は、歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要であると考えられ、重点区域の要件（第二号）を満たしています。

（3）重点区域の位置、名称・面積、区域（境界）

1）重点区域の位置

本市では、重要文化財等の建造物である「旧目加田家住宅」、「吉香神社・拝殿及び弊殿・神門・鳥居　附　棟札」、「錦帯橋」に関係する「岩国城下町の営みにみる歴史的風致」の維持及び向上を図るため、「岩国城下町の営みにみる歴史的風致」の範囲内に重点区域を設定します。以下の図に、その位置を示します。

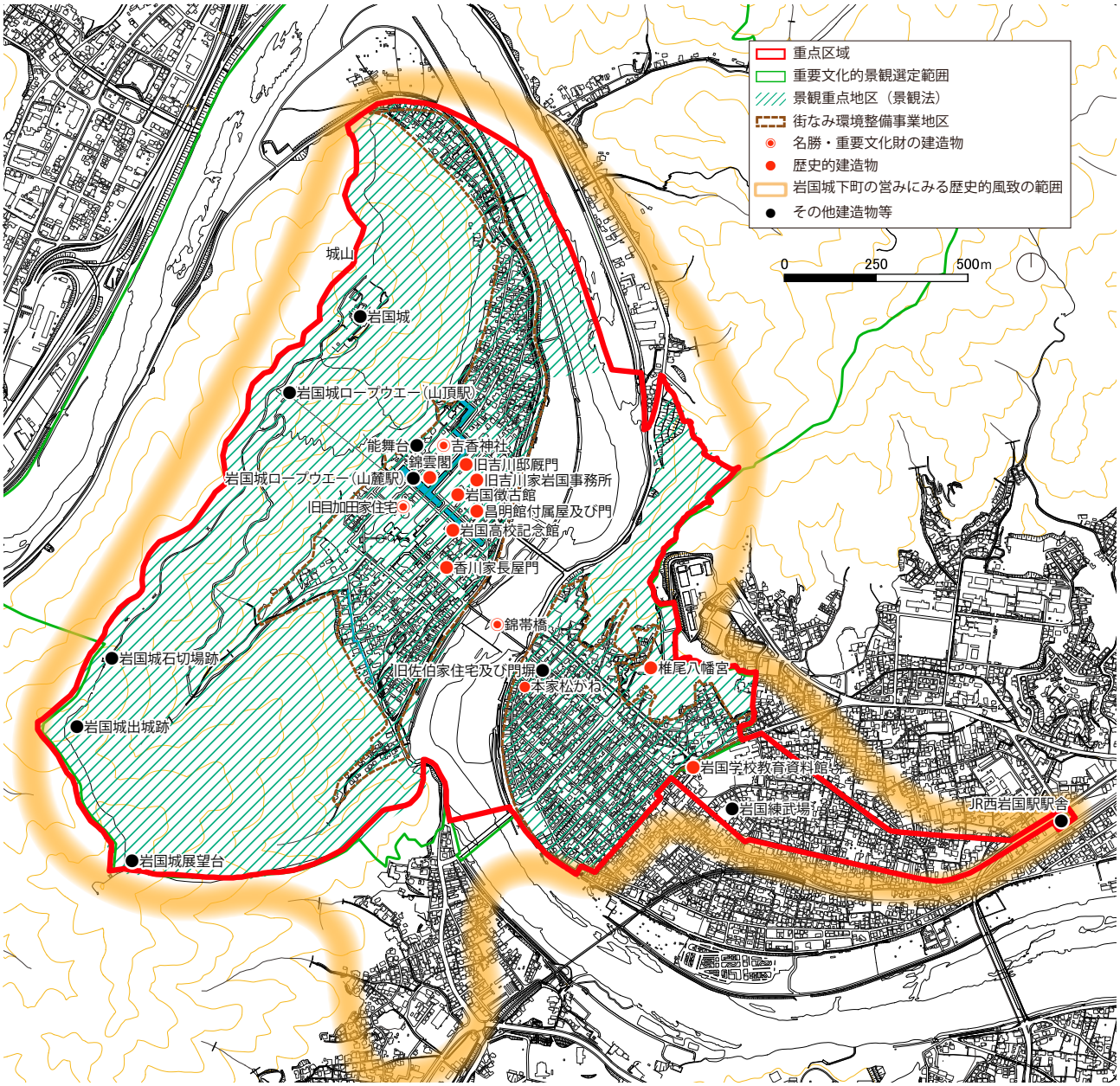

図4-2　重点区域の位置

2）重点区域の名称・面積

重点区域の名称・面積は以下のとおりです。

名称　岩国城下町重点区域

面積　約252ヘクタール

3）重点区域の区域（境界）

本計画では、「岩国城下町の営みにみる歴史的風致」の範囲内で、錦帯橋を中心とし、岩国城下町の横山地区と岩国地区、そして岩国城下町の背景を構成する城山と岩国山のすそ野に位置する緑地の一部、錦見（にしきみ）地区の一部を含む一帯を重点区域に設定します。

区域（境界）は、周囲の地形地物や法規制の境界などを踏まえ設定しています。

なお、計画を推進していくにあたり、本市の歴史的風致の維持向上に寄与する範囲が新たに生じた場合等は、必要に応じて重点区域の見直しに取り組みます。

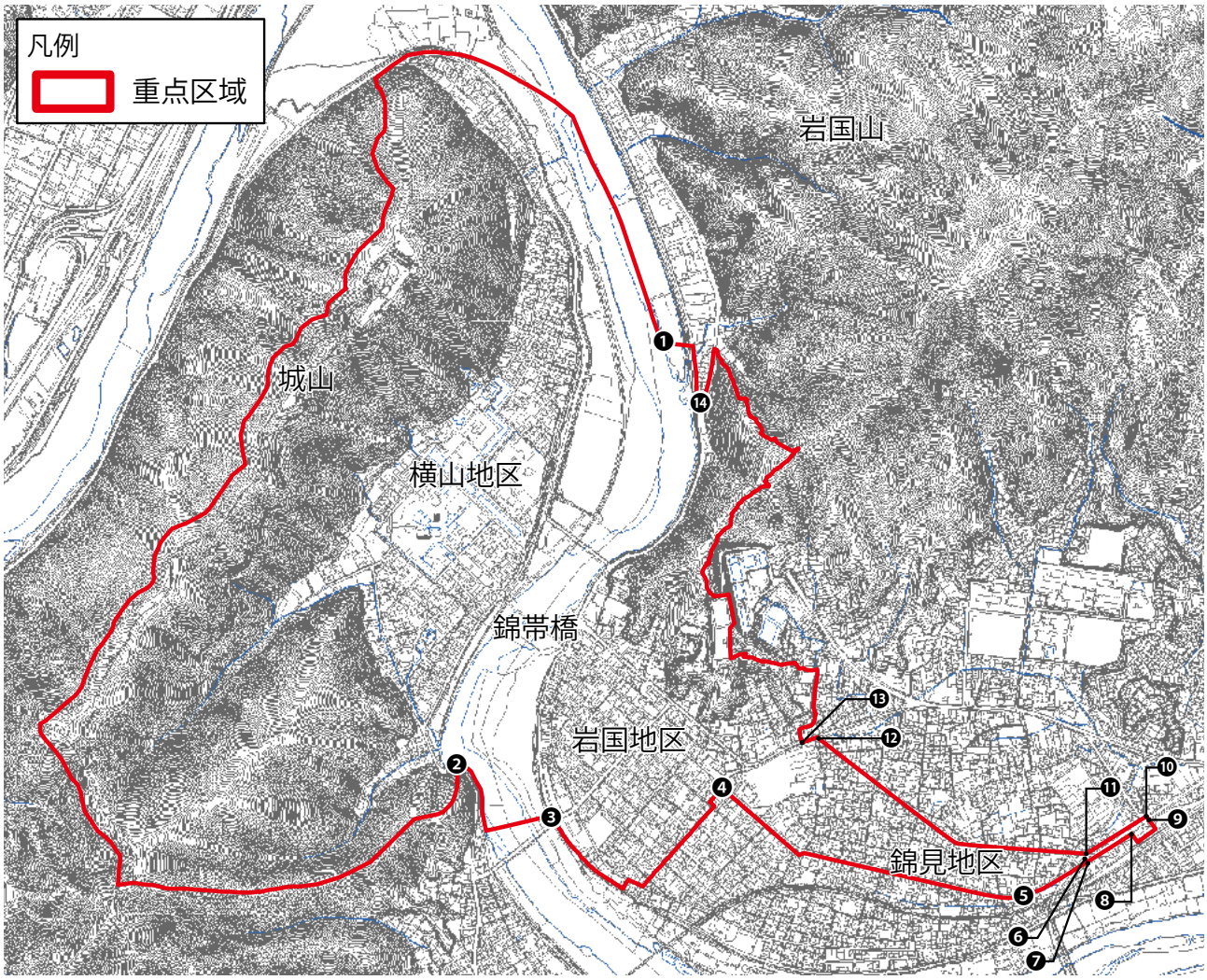

図4-3　岩国城下町重点区域の区域（境界）

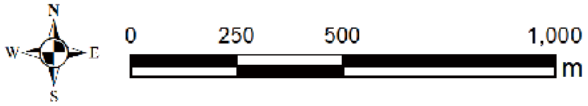

表4-2　重点区域の境界

区間	境界の位置	区間	境界の位置
❶～❷	景観計画横山重点地区区域界	❽～❾	西岩国駅駅前広場境界
❷～❸	名勝錦帯橋指定範囲区域界	❾～❿	西岩国駅駅前広場境界と主要地方道岩国玖珂線北側境界を垂直に結んだ線
❸～❹	景観計画岩国重点地区区域界	❿～⓫	主要地方道岩国玖珂線北側境界
❹～❺	市道錦見43号線南側境界	⓫～⓬	市道錦見50号線北側境界
❺～❻	市道錦見117号線南側境界	⓬～⓭	市道錦見61号線南側境界
❻～❼	市道錦見117号線始点と主要地方道岩国玖珂線南側境界を垂直に結んだ線	⓭～⓮	景観計画岩国重点地区区域界
❼～❽	主要地方道岩国玖珂線南側境界	⓮～❶	名勝錦帯橋指定範囲区域界

2. 重点区域の指定の効果

本計画では、「第３章　歴史的風致の維持向上に関する方針」において4つの方針を設定しています。これらの方針を踏まえ、重点区域における歴史的風致の維持向上のための施策の実施によって期待される効果として、以下が挙げられます。

●歴史的建造物の保存・活用

岩国城下町重点区域には、錦帯橋、旧目加田家住宅、吉香神社以外にもさまざまな歴史的建造物が存在します。

重点区域を設定し、歴史的建造物の保存・活用を実施することで、岩国城下町の歴史的な佇まいや風情が維持される効果が得られることが期待されます。

●歴史的活動の継承

岩国城下町重点区域では、岩国南条踊（なんじょうおどり）、小糠踊（こぬかおど）り、椎尾八幡宮（しいのおはちまんぐう）大祭、錦帯橋まつり、花見、錦帯橋のう飼といった50年以上続く人々の活動が継承されています。

重点区域を設定し、歴史的活動を継承していくことは、岩国城下町の歴史的な佇まいや風情の維持・向上が図られることが期待されます。

●歴史的市街地の整備

岩国城下町重点区域は、『岩国市景観計画』に基づく重点地区であり、重要文化的景観にも選定され、城下町としての歴史的な佇まいや雰囲気が維持されています。

重点区域を設定し、歴史的市街地の整備を推進することにより、岩国城下町の歴史的な佇まいや風情が感じられる良好な市街地環境の維持向上に寄与することが期待されます。

●歴史的風致の周知と交流

岩国城下町重点区域は、錦帯橋を中心に、江戸時代から観光に訪れる人でにぎわってきたところです。今もなお多くの観光客でにぎわっています。

重点区域を設定し、歴史的風致の周知と交流促進を推進することにより、岩国城下町の歴史的な佇まいや風情を維持しつつ、観光地としての活性化が図られると期待されます。

３．重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携

重点区域において、岩国城下町としての良好な景観形成を図る際の関連施策との連携状況を記載します。

（１）都市計画

重点区域は、岩国都市計画区域における市街化区域と市街化調整区域にまたがって位置しています。

岩国城下町の横山地区と岩国地区は市街化区域、城山や岩国山は市街化調整区域です。

用途地域は、横山地区が第一種住居地域、岩国地区が商業地域と近隣商業地域、第一種住居地域、錦見地区が第一種住居地域と近隣商業地域です。なお、岩国地区の商業地域は、臥龍橋（がりょうばし）通り沿いに防火地域、その他は準防火地域です。

他方、岩国地区の一部を除き、重点区域の広い範囲を「錦帯橋風致地区」に指定しています。この錦帯橋風致地区は、錦川、そこに架かる錦帯橋及び錦川と一体を成す水辺景観、岩国城下町における武家地等に由来する緑豊かな市街地が一体となった都市の風致景観の保全と継承を目的として、昭和13年（1938）に指定したものです。

また、岩国城跡や岩国城ロープウエーを含む吉香公園一帯を都市計画公園の総合公園に指定しています。吉香公園は、明治18年（1885）に吉香神社が現在の場所に移設されたのに合わせ、同神社の境内および付属地が庭園として整えられたのがはじまりです。その後、昭和43年（1968）に都市計画公園の総合公園に指定しています。

本市は、今後とも都市計画法に基づき、城下町にふさわしい良好な市街地環境の形成を進めていきます。

表4-3　重点区域に指定する地域地区等

地域地区等	指定状況
区域区分	市街化区域、市街化調整区域
用途地域	第一種住居地域、商業地域、近隣商業地域
その他	防火地域、準防火地域
	風致地区
	都市計画公園（総合公園）

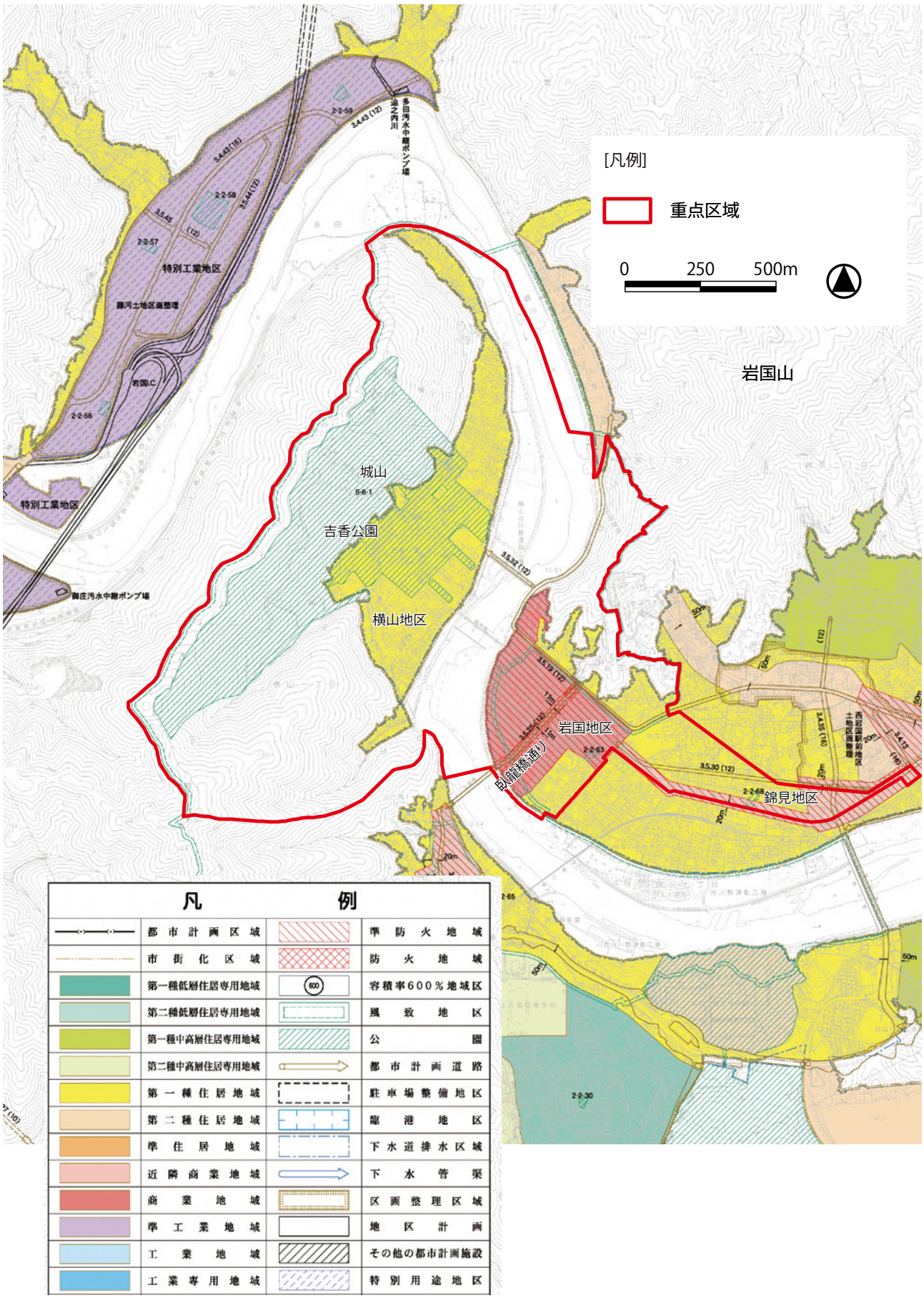

図4-4　都市計画総括図と重点区域の範囲

（２）岩国市景観計画

重点区域は、『岩国市景観計画』に定められる横山重点地区と岩国重点地区を包含しています。

『岩国市景観計画』では地区の特性を活かしたきめ細やかな景観形成を図る必要がある地区として、横山地区と岩国地区を重点地区に指定しています。また、錦川と重点地区内の道路（県道、市道）を景観重要公共施設に指定し、整備方針と占用許可基準を定めています。

本市は、今後とも『岩国市景観計画』に基づき、城下町にふさわしい良好な景観の形成を進めていきます。

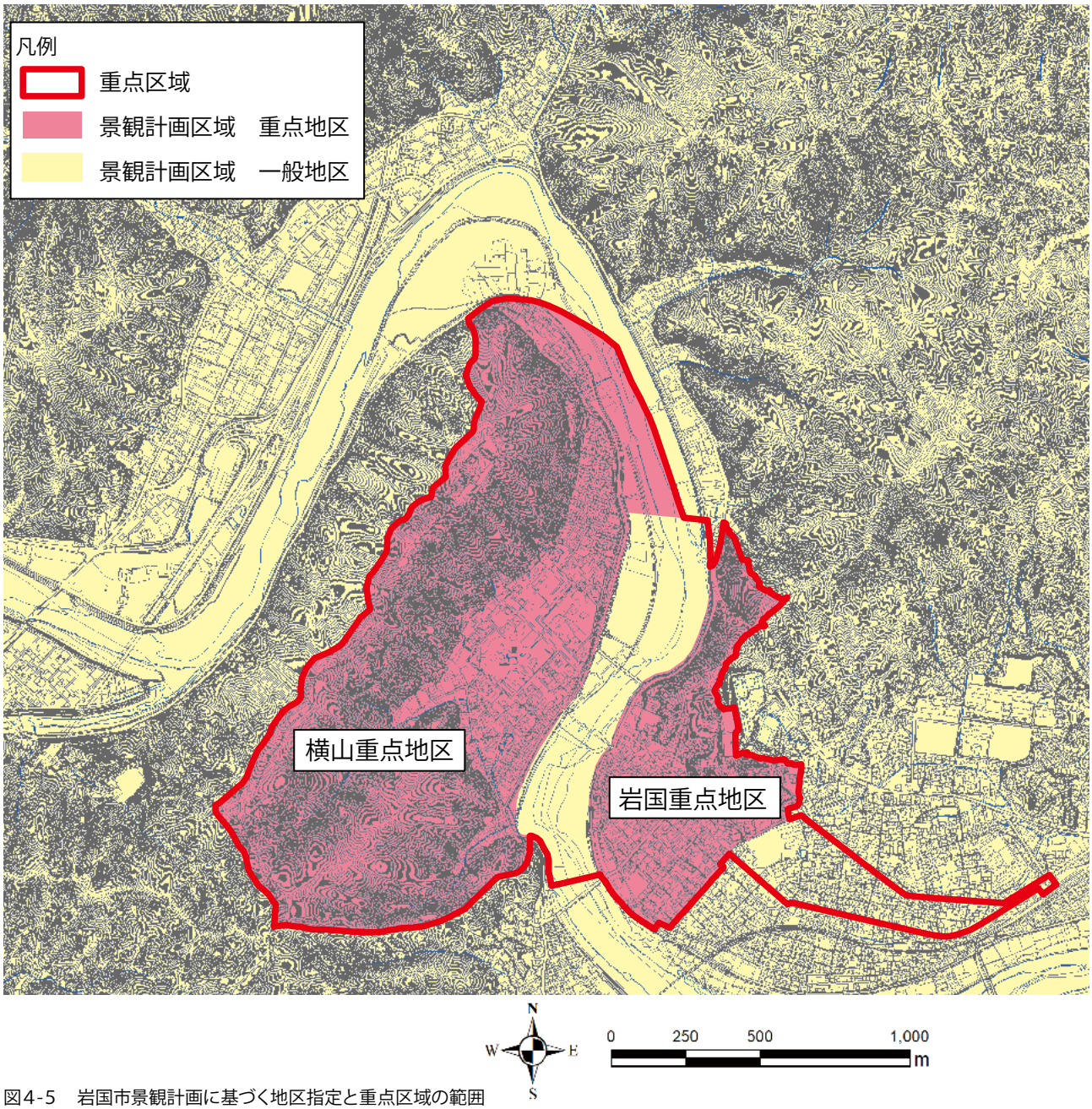

図4-5　岩国市景観計画に基づく地区指定と重点区域の範囲

『岩国市景観計画』では、横山地区と岩国地区を重点地区に指定し、景観まちづくりの方針、範囲と景観区分、地区別の景観まちづくりの目標、景観形成基準を定めています。

方針１　豊かな自然を守り・活かす

○市街地から城山へと続く緑を守り、吉香神社や土手、河川敷の桜並木をはじめとした四季折々の豊かで美しい自然を感じられる景観づくりをめざします。
○錦帯橋や錦川から城山への眺望景観を守り、文化的景観の継承に取り組みます。
○史跡をつなぐ堀割と菖蒲園の水辺景観を保全します。
○錦川の流れと護岸、河川敷の竹林が形成する河川景観を保全します。

方針２　歴史文化を未来へつなぐ

○岩国城下町の歴史を受け継ぐ建造物、堀割や石垣、門塀・庭木の緑が連なるまちなみと人々の暮らしが形づくる文化的景観を守り育て、歴史文化を未来へつなぐ景観づくりをめざします。

方針３　快適なまちを守り・創る

○錦帯橋周辺や城山から眺望されるまちなみ、いぶし銀の和瓦屋根と建物の高さが整った統一感のある家なみを守り育てます。
○城下町の文化的景観を継承するとともに、武家屋敷地に由来する、ゆったりとした土地利用からなる風情と風格を育むよう、門・塀や前庭の緑が連なる和風の佇まいを基本とするまちなみ景観をめざします。
○景観形成を通じて、道路や公園、歩行者ネットワーク等の住みやすい都市基盤整備を図るとともに、公共施設の修景を図り、快適な居住環境の向上をめざします。

図　横山重点地区の景観まちづくりの方針（横山地区の景観まちづくり（パンフレット）から抜粋）

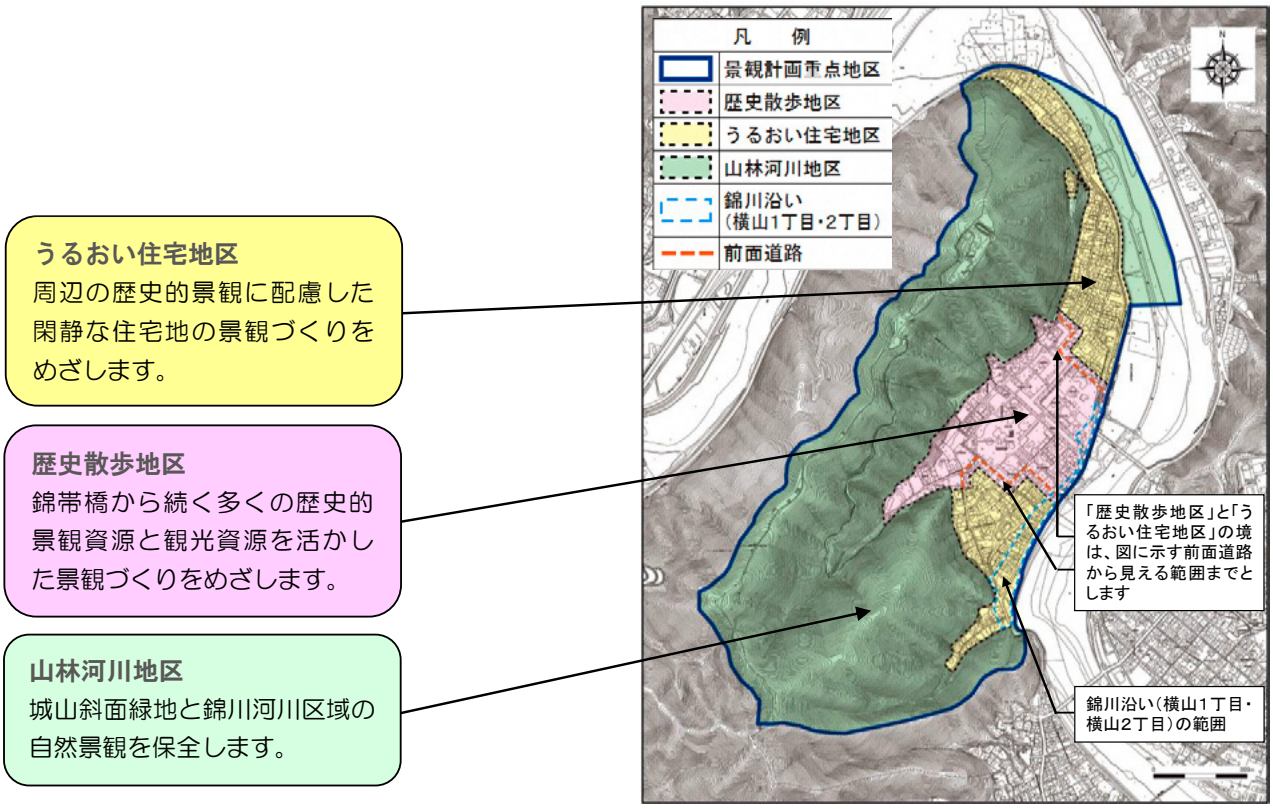

図4-6　横山重点地区の範囲と景観区分（横山地区の景観まちづくり（パンフレット）から抜粋）

方針１　豊かな自然を守り・活かす

○市街地の背景として椎尾神社から岩国山に続く緑を守り、四季折々の豊かな自然を感じられる景観づくりをめざします。
○錦帯橋や錦川から岩国山への眺望景観を守り、文化的景観の継承に取組みます。
○錦川の流れと護岸が形成する河川景観を保全します。

方針２　歴史文化を未来へつなぐ

○岩国城下町の歴史を今に伝える町割や棟門、白壁や板張りの塀、錦見七町を中心としたまちなみを形成する町家等、重要な資源を修繕し、人々の営みの中で使い続けていくことで城下町の文化的景観を継承し、歴史文化を未来へつなぐ魅力ある景観づくりをめざします。

方針３　快適なまちを守り・創る

○岩国城下町の歴史的な商業地としての魅力を高め、にぎわいと風格を感じさせる文化的景観の継承と魅力ある景観の形成をめざします。
○岩国城下町の文化的景観を継承し、錦帯橋へと続くメイン通りである大明小路の風情を継承した門塀と前庭が連なるまちなみや、歴史的な町を継承した軒が連なるまちなみの保全・形成を図り、和のしつらえや近代建築等のモダンと調和した佇まいを基本とする、低層を中心としたまちなみ景観の形成をめざします。
○景観形成を通じて、道路や公園、歩行者ネットワーク等の住みやすい都市基盤整備を図るとともに、公共施設の修景を図り、快適な住環境の向上をめざします。

図　岩国重点地区の景観まちづくりの方針（岩国地区の景観まちづくり（パンフレット）から抜粋）

山林地区
椎尾神社へ続く緑と岩国山へ続く山並みの自然景観を保全します。

沿道にぎわい地区
岩国地区へのアクセス道路沿道に、風格と統一感のある景観づくりをめざします。

こまちなみ地区
岩国城下町に由来する商業地の歴史と文化を継承した、風情のある景観づくりをめざします。

ゆとり住宅地区
武家屋敷地等に由来するゆとりと風格を感じる低層住宅地の景観づくりをめざします。

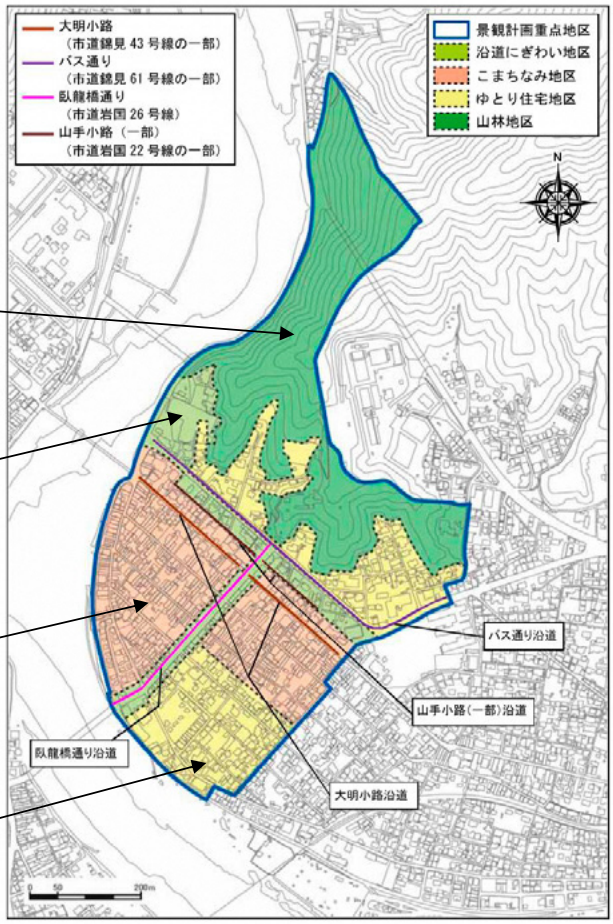

図4-7　岩国重点地区の範囲と景観区分（岩国地区の景観まちづくり（パンフレット）から抜粋）

（3）名勝および重要文化的景観

重点区域は、錦帯橋の名勝指定範囲を包含しています。また、その多くの部分が重要文化的景観選定範囲に位置しています。

名勝錦帯橋については、令和3年（2021）3月に『名勝錦帯橋保存活用計画』を策定しており、同年5月、文化財保護法の規定により文化庁長官の認定を受けています。

重要文化的景観「錦川下流域における錦帯橋と岩国城下町の文化的景観」については、令和３年（2021）１月に『錦川下流域における錦帯橋と岩国城下町の文化的景観保存活用計画』を策定しています。

本市は、今後とも関係法令との整合を図りつつ、上記２つの保存活用計画に基づき、岩国城下町に欠くことのできない文化財として名勝錦帯橋、そして重要文化的景観「錦川下流域における錦帯橋と岩国城下町の文化的景観」の保存活用を進めていきます。

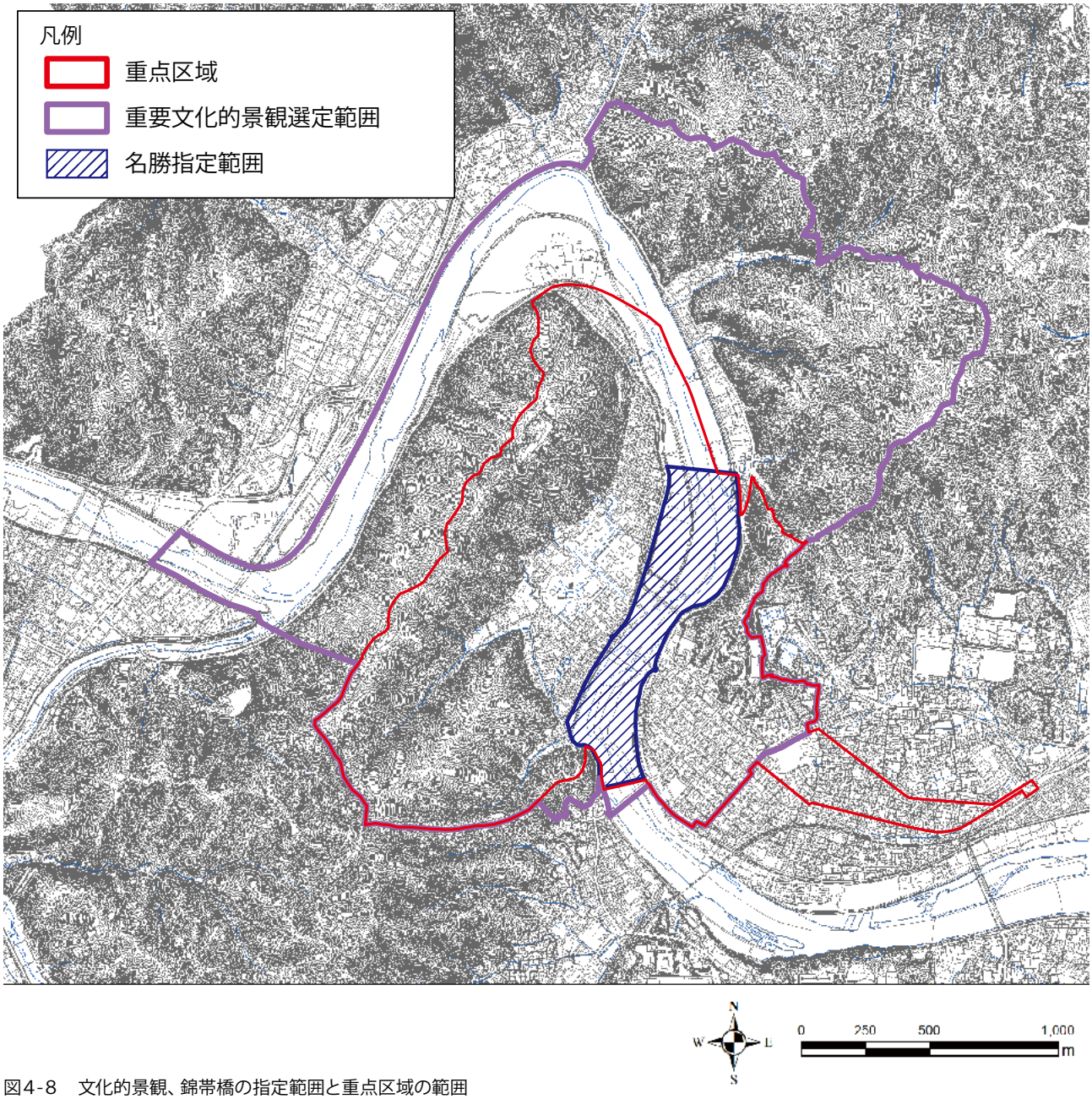

図4-8　文化的景観、錦帯橋の指定範囲と重点区域の範囲

＜名勝錦帯橋保存活用計画＞

名勝錦帯橋の保存（保存管理）にあたっては、土地の面的な保存管理に加えて、風致景観を構成する「本質的価値を構成する要素」の保存管理が重要です。

要素の保存管理は、名勝錦帯橋の風致景観の視点場からの距離によって、近景域と中・遠景域で要素の見え方は異なります。

同保存活用計画では、橋梁自体がある地区以外の範囲を、錦帯橋の見え方に応じて近景域と中・遠景域に分けた３つの地区に区分し、保存（保存管理）の方向性等を定めています。

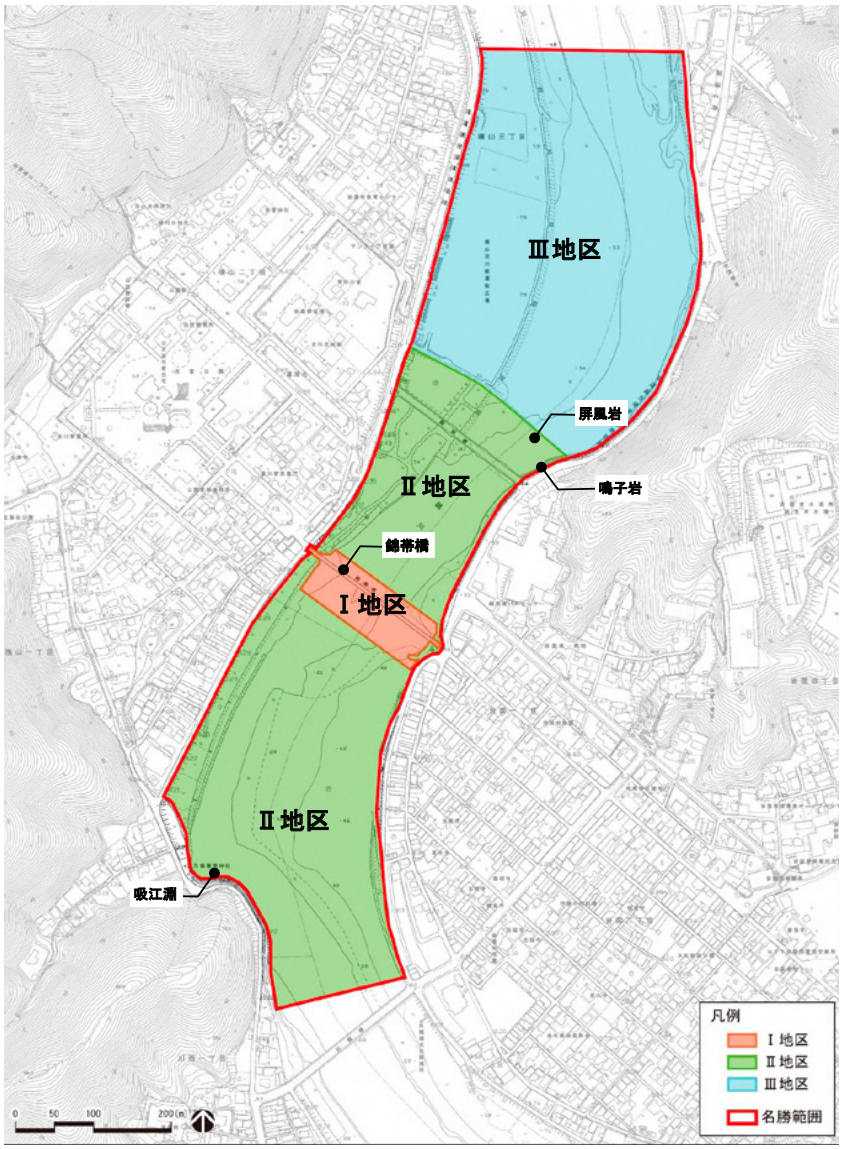

図4-9　地区区分

表4-4　地区区分の考え方

地区	地区の概要
Ⅰ地区	・「独自の構造による橋梁の造形的な美しさの価値」の継承のために、橋梁自体の建造物としての保存管理を行う地区
Ⅱ地区	・名勝錦帯橋の視点場から近景域となり、「錦帯橋と錦川、周辺環境が一体となった風致景観の価値」の継承のために重要となる地区 ・個々の要素を視認できるため、重点的な要素の管理を行う地区
Ⅲ地区	・名勝錦帯橋の視点場から中・遠景域となる地区で、個々の要素が風致景観を阻害しないように配慮した保存管理を行う地区

＜錦川下流域における錦帯橋と岩国城下町の文化的景観」保存活用計画＞

同保存活用計画に「行為規制の方針」や「重要文化的景観の滅失又は毀損、現状変更等の取扱基準」が定められています。

○行為規制の方針

保存活用計画対象範囲には、文化的景観の保存に必要な措置として、都市計画法や景観法等の法令やそれに基づく条例により土地利用や景観形成等に関する行為規制が定められています。特に景観法に基づく『岩国市景観計画』では、横山地区と岩国地区を景観形成上きめ細やかな取組を行う「景観重点地区」に、岩国山や城山の一部を「一般地区」に指定しており、文化的景観としての価値の保存に有効な行為規制が定められています。また、文化財保護法に基づき、錦帯橋及びその上下流の一定範囲が名勝指定範囲であるとともに、そのバッファ的な役割として、城山の一部、横山地区全域と岩国地区の河川沿い等の一定の範囲には、都市計画法に基づき風致地区が指定され、錦帯橋や岩国城下町周辺の自然的景観の保全が図られています。

これらの行為規制については、保存活用計画における基本方針及び土地利用の方針等と整合を図り、運用を行います。特に、景観計画における行為規制の考え方を示す景観形成基準、都市計画法に基づく風致地区の許可基準の適正な運用を図ります。

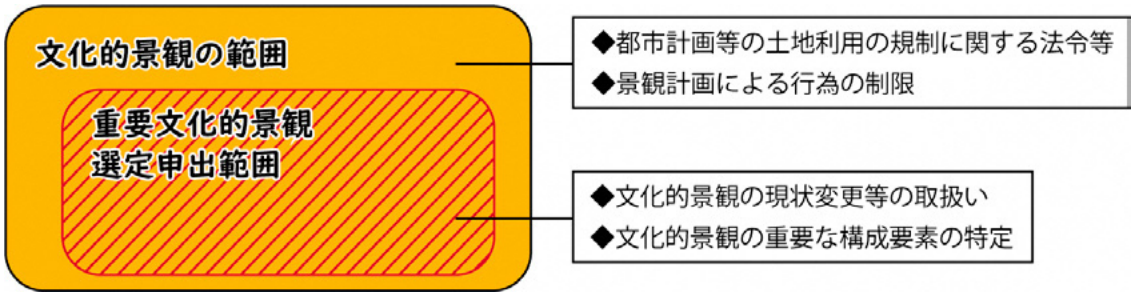

図4-10　文化的景観の保存に向けた行為規制図（錦川下流域における錦帯橋と岩国城下町の文化的景観」保存活用計画から抜粋）